



自治基本条例通信(第1回)

一緒に考えませんか？これからの白河のこと

「白河市自治基本条例を考える市民会議」の委員を募集します！！



市

ではまちづくりの基
本となる「自治基本
条例」を制定することしま
した。今回の大震災からの復
興を目指し、さらには、先人
達が築き、守り、育んできた
歴史・文化・自然を更に発展
させて後世へ引き継いでいく
ためにも、非常に重要な条例
となります。この条例づくり
を通して、一緒にこれからの
白河市のことを考えていきま
しょう！

■「自治基本条例」とは？
これからの白河市を、市
民、議会、行政がともに手
とりあひながら創っていくた
め、白河市のまちづくりを担
う市民、議会、行政等のそれ
ぞれの役割と責任、情報の共
有、市民参画など、市政運営
の基本理念や基本原則を定め
るもので、「まちの憲法」とも
言われます。

■「自治基本条例を考える市
民会議」では何を？
自治基本条例素案の策定に
向け、条例に盛り込む内容の
検討や、市民の皆さまの意見
を伺うための活動等をして
いきます。

■任期
平成23年7月から市長へ条
例素案を提出するまで(平成
24年10月頃まで)を予定して
います。

■会議の開催
原則月2回の開催で、1回
の会議時間は約2時間を予定
しています。平日夜間もしく
は休日の開催を予定していま
す。

■募集人数
10人以上

■募集期間
平成23年5月2日(月)～6月
15日(水)

■応募資格
(1)18歳以上で、現在、市内に
居住もしくは通勤・通学され
ている方、または市内で市民
活動をされている方とします。
(2)市民会議等に参加できるこ
と

※現在、市の行政委員会、他
の付属機関及び各種検討委員
会の委員である方は除きます。

■応募方法
応募用紙に必要事項を記入
の上、「これからの白河のま
ちづくりにおける市民の役割
について」をテーマとした

400字程度の小論文(様式
自由)を添えて、郵送、Eメ
ールで送付するか直接持参し
てください。

※応募用紙については、本庁
舎企画政策課、各庁舎総務課、
各行政センター、各市立図書
館、市関係公共機関等にて配
布しています。また、市ホー
ムページからもダウンロード
できます。選考結果について
は、6月下旬を目途に文書に
よりお知らせします。

■報酬
会議1回あたり2,600円
※詳細については、応募用紙
をご確認いただくか、左記ま
でお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ先
本庁舎企画政策課 〒961-8602 白
河市八幡小路7番地1 / ☎
1111内2324 / FAX 272
577 / Eメール kikaku@
city.shirakawa.fukushima.
jp



今月のお題は、「景観」です。

みんなで育む美しいふるさと白河

～平成23年4月から白河市景観計画に基づく新しい景観まちづくりが始まりました～

市では、優れた景観をつくり、守り、育て、次の世代に伝えていくことを目的に、平成22年12月に景観条例を制定しました。また、平成23年3月には景観法に基づき景観計画をつくり、景観まちづくりの考え方を示しています。

これにより、平成23年4月以降、市内で行われる建築物や工作物の新築や増築、修繕などで一定の規模を超えるものについては、事前に協議や届出が必要となるほか、景観計画に定める景観形成基準への適合が求められます。



■景観計画の区域の区分について

白河市景観計画では、市全域を景観計画区域としています。また、このうち、特に美しい景観形成に向けて重点的に整備していく必要のある地区については、「景観計画重点区域」および「景観計画推進区域」としています。

■届出の対象となるもの

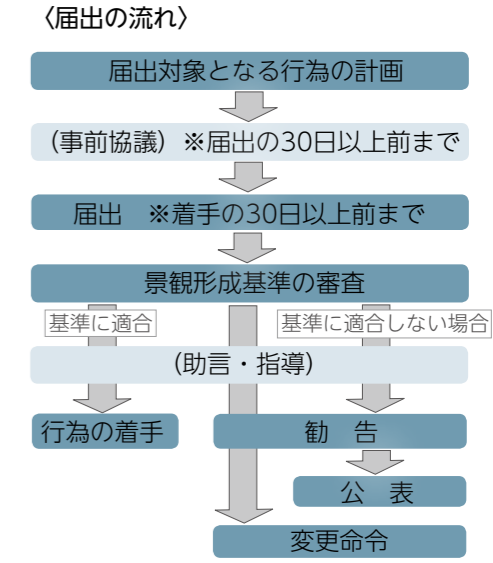
次の表において、「①届出が必要なもの」で、それぞれの「②景観計画区域の区分」ごとに該当する規模のものが、届出の対象となります。

①届出が 必要なもの	②景観計画 区域の区分	景観計画重点区域
		景観計画区域 ○白河市全域 景観計画推進区域 ○城下町地区
建築物 (新築、増築、改築、 移転、外観を変更 する修繕・模様替 え・色彩変更)	●高さ10m以上 ●3階建以上かつ延べ 面積500㎡以上 ●延べ面積1,000㎡以 上	●建築面積または変更面積 10㎡以上
工作物 (新設、増築、改築、 移転、外観を変更 する修繕・模様替 え・色彩変更)	●擁壁、垣、さく等 高さ5m以上 ●煙突等 高さ10m以上 ●電線路の支持物 高さ20m以上 ●高架水槽等 高さ10m以上・築造 面積1,000㎡以上	●擁壁、垣、さく等 高さ1.5m以上 ●すべての工作物 (擁壁、垣、さく等を除く)
開発行為	●面積3,000㎡以上	●面積3,000㎡以上
土地の形質の変更等 (開墾、土石採取、 鉱物掘採、その他)	●面積3,000㎡以上 ●高さ5m以上かつ長 さ10m以上の法面	●面積1,000㎡以上 ●高さ1.5m以上かつ 長さ10m以上の法面
土石等の堆積 (土石、廃棄物、再 生資源、その他)	●高さ3m以上 ●面積500㎡以上	●高さ1.5m以上 ●面積250㎡以上

※この度の東日本大震災に伴う復旧については、一部届出の対象外となっているものがあります。

■届出に関する手続き

届出の対象となるものを実施する場合には、届出の30日前までに、事前に協議をすることが必要となります。事前協議により、景観形成基準に適合するための助言を受けることができます。



詳しくは、市ホームページ(まちづくり⇒景観まちづくり関係⇒白河市の景観について)をご覧ください。本庁舎都市計画課までお問い合わせください。
☎本庁舎都市計画課 ☎1111 内2288